



平成25年5月9日

各位

会社名 株式会社アーバネットコーポレーション
代表者名 代表取締役社長 服部 信治
(コード番号 3242 JASDAQ)
問合せ先 取締役 常務執行役員
管理本部長 鳥居 清二
(TEL. 03 - 3512 - 5005)

株式分割、単元株制度の採用及び株式分割に伴う定款変更に関するお知らせ

当社は、平成25年5月9日開催の臨時取締役会において、株式分割、単元株制度の採用及び株式分割に伴う定款の一部変更について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び株式分割に伴う定款の一部変更の目的

全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」(平成19年11月27日付)並びに「売買単位の100株と1000株への移行期間の決定について」(平成24年1月19日付)の趣旨を実行するにあたり、東京証券取引所による「望ましい投資単位の水準」を考慮し、かつ当社株式価格の現況並びに業績推移と当社株式の一層の流動性の向上を鑑み、当社普通株式1株を200株に分割するとともに、1単元の株式数を100株とする単元株制度を採用いたします。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

当社決算末であります平成25年6月30日を基準日とした期末最終株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式1株につき、200株の割合をもって分割いたします。

(2) 分割により増加する株式数

発行済株式総数は、新株予約権の行使により増加する可能性があります。平成25年5月9日現在の発行済株式総数を基準として計算すると次のとおりとなります。

株式分割前の当社発行済株式総数	101,680株
今回の分割により増加する株式数	20,234,320株
株式分割後の当社発行済株式総数	20,336,000株
株式分割後の発行可能株式総数	64,000,000株

(3) 分割の日程

基準日設定公告日 平成25年6月10日(月曜日)

基準日 平成25年6月30日(日曜日)

効力発生日 平成25年7月1日(月曜日)

(注) 実質的な基準日は平成25年6月28日(金曜日)となります。

(4) その他

- ① 今回の株式分割に際して、資本金の増加はありません。
- ② 今回の株式分割は平成 25 年 7 月 1 日を効力発生日としておりますので、平成 25 年 6 月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式数を基準に配当を実施いたします。

3. 新株予約権行使価額の調整

株式分割に伴い、新株予約権（ストック・オプション）の行使価額を平成 25 年 7 月 1 日以降、次のとおり調整いたします。

- (1) 平成 17 年 10 月 28 日開催の定時株主総会決議に基づくストック・オプション
調整後の行使価額 54 円 調整前行使価額 10,609 円
(権利行使期間 平成 19 年 10 月 29 日～平成 27 年 10 月 28 日)
- (2) 平成 19 年 9 月 27 日開催の定時株主総会決議に基づくストック・オプション
調整後の行使価額 85 円 調整前行使価額 16,845 円
(権利行使期間 平成 22 年 8 月 8 日～平成 25 年 8 月 7 日)
- (3) 平成 22 年 9 月 24 日開催の定時株主総会決議に基づくストック・オプション
調整後の行使価額 68 円 調整前行使価額 13,558 円
(権利行使期間 平成 25 年 5 月 14 日～平成 26 年 5 月 13 日)
- (4) 平成 24 年 9 月 26 日開催の定時株主総会決議に基づくストック・オプション
調整後の行使価額 132 円 調整前行使価額 26,400 円
(権利行使期間 平成 26 年 11 月 17 日～平成 27 年 11 月 16 日)

※平成 25 年 2 月 7 日開催の取締役会決議に基づく第三者割当による新株予約権につきましては、平成 25 年 5 月 8 日に開示いたしましたとおり、行使は全て完了いたしております。

4. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式の数

上記株式分割の効力発生を条件として、単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株といたします。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日(月曜日)

(注) 平成25 年 6 月26 日（水曜日）をもって、大阪証券取引所における売買単位も 1 株から100 株に変更されます。

5. 定款の一部変更

(1) 変更の理由

- ① 株式分割概要の記載に伴い、会社法第 184 条第 2 項及び第 191 条の規定にもとづく取締役会決議により、平成 25 年 7 月 1 日付をもって当社定款の一部を変更いたします。株式分割の割合を勘案し、当社の発行可能株式数を増加させるため、現行定款第 5 条を変更いたします。
- ② 株式分割と同時に単元株制度を採用し、単元株を 100 株とするため、第 6 条（単元株式数）を新設いたします。
- ③ 現行定款第 6 条以下の条数を各 1 条繰り下げいたします。
- ④ 現行定款第 5 条の変更及び変更後第 6 条の新設並びにこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日を定めるため、附則を新設いたします。

(2) 定款変更の内容

定款の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更後
第 5 条 （発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>32 万株</u> とする。	第 5 条（発行可能株式総数） 当会社の発行可能株式総数は、 <u>6,400 万株</u> とする。
（新設）	<u>第 6 条（単元株式数）</u> <u>当会社の単元株式数は、100 株とする。</u>
第 <u>6</u> 条～第 <u>49</u> 条 （記載省略）	第 <u>7</u> 条～第 <u>50</u> 条 （現行どおり）
（新設）	<u>附則</u> <u>第 5 条の変更の効力発生日は平成 25 年 7 月 1 日とする。なお、本附則は効力発生日経過後、これを削除する。</u>

(3) 変更の日程

効力発生日 平成 25 年 7 月 1 日

以 上